

一般社団法人日本インディアカ協会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本インディアカ協会(以下「当法人」という。)定款施行細則第2条、第3条の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員は、定款第7条に定める正会員、個人会員、賛助会員及び名誉会員とする。

(入会)

第3条 入会は、当法人が別に定める入会申込書により行うものとする。

2 入会の申込を行おうとする者が正会員であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)定款又はこれに代るべき規程
- (2)代表者の氏名、住所
- (3)その他当法人が必要と認めた書類

(記載内容の変更)

第4条 会員は、前条第1項の規定により提出した入会申込書の記載事項又は第2項の規定により添付した書類の内容に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨を届け出なければならない。

(入会金)

第5条 当法人の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1)正会員 10,000 円
- (2)個人会員 1,000 円
- (3)賛助会員 10,000 円(1口あたり)

(年会費)

第6条 当法人の会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1)正会員 20,000 円(年額)
- (2)個人会員 3,000 円(3年間)
- (3)賛助会員 5,000 円(1口あたり、年額)

(納付)

第7条 会費は、正会員、賛助会員にあつては、毎年4月1日から年度末日までの分を、当該事業年度の末日までに一括で納付するものとする。

2 個人会員は、当該年度の4月 1 日から3年後の年度末日までの分を、当該事業年度の末日までに一括で納付するものとする。

(会費の使途)

第8条 入会金及び年会費は、定款第4条に定める事業に使用するほか、当法人の運営上必要な経費に使用することができる。

(有効期間)

第9条 正会員および賛助会員の有効期間は、毎年4月1日から年度末日までとし、1年ごとに更新するものとする。

2 個人会員の有効期間は、入会した日から3年後の年度末日までとし、3年ごとに更新するものとする。

(会員の義務)

第10条 会員は、定款第3条に定める目的達成のために、インディアカの普及活動に努める。

2 会員は前項の活動を行うにあたり、諸法令の定めに従うことのほか、定款及び諸規定を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第11条 会員は、次に掲げる法令等の違反行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動
- (3) 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、また、反社会的勢力とのあいだで、車及び金銭の貸借などあらゆる取引を行うこと

(会員の権利)

第12条 会員は以下の権利を有する。

- 1) 当協会が主催する各種大会に、大会規則に則り出場することができる。
- 2) 当協会認定の審判員認定試験を、条件を満たすことにより受験することができる。

3) 当協会より会報が送付される。

(任意退会)

第 13 条 正会員、個人会員、賛助会員及び名誉会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 14 条 正会員、普通会員、賛助会員及び名誉会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第 12 条に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、定款第 12 条 2 項により、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 当法人の事業を妨げ、又は当法人の名誉をき損する行為をしたとき。

(2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。

(3) 第 11 条の違反行為を行ったもの

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 15 条 前2条の場合のほか、正会員、個人会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を引き続き納入しないとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 16 条 正会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、一般法人法上の社員としての地位を失う。

2 正会員、個人会員、賛助会員及び名誉会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 17 条 この規程の改廃は、定款34条(3)により理事会の決議が必要とする。

附則 この規程は、平成 22 年 11 月 1 日より施行する。